

タイトル：Eメールによる委任状は有効か

< 質問 >

定期総会を開催したところ、委任状の中にEメールによる委任依頼（コピー）が添付されていました。押印がないのですが、これは有効でしょうか？

< 回答 >

メールでの委任も有効です。

< 説明 >

委任状に押印が必要であるということは法律的には要求されていません。管理規約でもそのような規定がなければ押印がなくても有効です。また自署、姓名の記載であることも必要ではありません。

本件の場合メールで署名の代行も委任していると認められれば委任状は有効と考えて差し支えないと思います。要はその委任状が真に委任したものと認められるか否かということです。偽造の疑いがあれば無効と扱うか、委任者の意思を直接確認すべきでしょう。